

業務委託 1 者特命随意契約結果一覧（平成29年7月～平成29年9月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
1	平成29年度浜松市防災情報システム改修業務	株式会社SBS情報システム	H29. 7. 1	3, 045, 600	浜松市防災情報システムは株式会社SBS情報システムが開発した当市用の独自システムであり、同社が管理するシステムである。以上のことから他社では取り扱いができないため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	危機管理監 危機管理課 (電話：053-457-2537)
2	キャリアデザイン研修 (第Ⅰ期・第Ⅱ期) 業務委託	株式会社行政マネジメント研究所	H29. 8. 1	1, 923, 240	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。平成26年度に実施した指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定し、以降の研修において受講者から高い評価を受けており、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 人事課 (電話：053-457-2088)
3	OCR機器読取システム構築・保守業務	株式会社ジェイエスキューブ 中部サービス部	H29. 7. 18	4, 200, 984	本業務はジェイエスキューブ製のOCR機器に対する設定・構築であるため、OCR機器読込システムのプログラムは株式会社ジェイエスキューブしかできないため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2724)
4	平成29年度パソコン設定変更ツール更新業務	遠鉄システムサービス株式会社	H29. 9. 26	1, 836, 000	平成24年度に構築されたパソコン設定変更ツールは、浜松市の庁内パソコンの環境に合わせてカスタマイズされたツールであり、構築事業者でなければ改修作業を実施することができないため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
5	平成29年度 家屋評価計算入力業務	株式会社SBS情報システム	H29. 7. 28	12, 778, 668	家屋評価計算は評価の均衡上、同一の基準、計算方法によって行う必要がある。浜松市が使用している家屋評価システムは、(株)SBS情報システムが開発したもので、同社は、当市独自の評価計算設定を管理運用している。同じ基準、計算方法をシステムに設定し、評価計算入力業務を行うことは、他の業者ではできないため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	財務部 資産税課 (電話：053-457-2167)
6	平成29年度 浜松版 アーツカウンシル推進体制構築業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	H29. 9. 27	7, 938, 000	本業務は創造都市実現を目指す本市の重要施策である、浜松版アーツカウンシル設立に向けた体制構築業務であり、実施にあたっては文化事業に関し豊富な経験、専門知識やノウハウが必要なほか、安定して公益的事業を継続実施できる組織であることが求められる。こうした要件を満たすことができる事業者は、公益財団法人浜松市文化振興財団においてほかに無いため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2301)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
7	平成29年度浜松市地域包括支援システム追加設置業務(設定及び保守管理業務)	日本事務器株式会社 静岡支店	H29.9.4	5,108,832	当該システムは、指名業者が開発し、独自のカスタマイズを加えたものであることから、当該開発業者が設定・保守を行うのであれば、不具合等が発生した際に仕様を熟知していないために対応が遅れが出るなど、その使用に著しい支障を生ずるおそれがあるため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2361)
8	浜松市国民健康保険システム改修業務	日本電気株式会社 浜松支店	H29.9.1	1,490,400	対象となるシステムの改修は、本システムを開発し、プログラム著作権を有する日本電気株式会社でなければ対応することができないため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話:053-457-2887)
9	監視制御システム点検業務	天方産業株式会社	H29.7.31	13,888,800	当工場改修工事に伴う監視制御システムの更新にあたり、新規に株式会社日立製作所製の当該システムを導入した。このため、当該システムのメンテナンスおよび部品の調達が可能であり、且つ設置設備に及ぶ管理・点検を遂行できる市内業者は、日立特約店である天方産業株式会社のみであるため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	環境部 南清掃事業所 (電話:053-425-3680)
10	ファンドを活用したベンチャー支援策の調査・研究 業務委託	株式会社日本総合研究所	H29.7.1	19,980,000	公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価・採点した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業振興課 (電話:053-457-2319)
11	体験サテライトオフィス事業業務委託	ポート株式会社	H29.7.1	19,955,188	公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価・採点した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業振興課 (電話:053-457-2319)
12	平成29年度首都圏ベンチャーフォーラム開催事業業務委託	伊藤忠ファッションシステム株式会社	H29.7.31	2,991,600	企画提案応募者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価・検討し、企画提案書が特定された業者であるため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業振興課 (電話:03-3556-2788)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
13	平成29年度まるごと につぼん「浜松フェア」 開催業務	株式会社47PLAN NING	H29.8.1	3,760,000	指名業者は、まるごとにつぼんの3階（浜松市がブース出展しているエリア「おすすめふるさと」を含む）の管理運営を任されており、イベント開催のノウハウも持っている。運営に必要な機材も指名業者が保有しており、当該施設のイベントの実施は、指名業者以外で行うことができないため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2285)
14	浜松市ふるさと納税プロ モーション業務	株式会社電通東日本 静岡支社浜松営業所	H29.9.5	16,200,000	公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画提案を行い、また当該業務に関する見積を確認した結果、適当と認められたため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 観光・シティ プロモーション課 (電話：053-457-2802)
15	平成29年度土地改良施設 地理情報システム構築、 保守管理業務委託	株式会社フジヤマ	H29.7.27	1,512,000	導入をするシステムは、これまで農地利用課、国、県、土地改良区が使用しているGISシステムを改修して、新たなシステムを構築するもの。本システムは株式会社フジヤマが開発したものであり、システム構成の多くが特殊仕様であり、基幹システムの開発業者以外には、保守点検が困難であるため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 農業水産課 (電話：053-457-2314)
16	トップシェフによる浜松 市農林水産物等プロモ ーションに係る業務	しずおかコンサル ジュ株式会社	H29.7.3	2,991,600	「やままいか大使」と久田哲也氏をインフルエンサーとして、シンガポールのイベント・エビキュリアンマーケットに参加する。本イベントで、本市農林水産物等を使って調理実演していただき、本市農林水産物等の認知度の向上及びブランド化を図る。また、首都圏等においても和久田氏のような世界的に高い評価を受けているシェフに本市農林水産物等を活用していただくイベント等を行うことで、国内においても認知度向上及びブランド化を図る。シンガポール事業実施にあたり、和久田氏との調整は、日本において唯一同氏のマネジメントができる「しずおかコンサルジュ株式会社」を通じて行う必要がある。また、国内外でのブランド化の可能性を秘めた本市農林水産物等を選定するには複数のトップシェフの意見を聴取すること、中でも和久田氏の意見の聴取は不可欠である。当社は、これらの条件を全て満たし、業務を一貫して行うことができる唯一の業者であるため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 農業水産課 (電話：053-457-2334)
17	H29.9導入 小中 学校パソコンシステム機器 導入設定業務	遠鉄システムサー ビス株式会社	H29.7.26	3,607,200	機器類の導入作業を委託するにあたり、一般競争入札により落札された業者が行う作業と既存機器類の保守を行ってきた業者が行う作業がある。導入業務のうち既存機器類から新規機器類へのデータ移行作業や設定作業の一部は、設計当初よりシステムに携わっている保守業者でなければ行えないため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育施設 課 (電話：053-457-2403)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
18	H29.9導入 小中学校パソコンシステム機器保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	H29.8.28	3,192,480	小学校の施設内には導入年度の異なる複数のシステムが混在し、それらが同一のネットワーク上に共存している。今回の業務を既特定役務の調達の相手方以外の者から調達し、その者が保守対象機器を調整した場合、保守対象外システムの設定が変わってしまう可能性がある。このように単なる一システムの保守だけではなく、各システム間の調整面等で著しい支障が生ずる恐れがあり、最悪の場合には保守が出来なくなる。よって、今回指名しようとする業者以外での保守契約は不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育課 教育施設課 (電話:053-457-2403)
19	平成29年度 浜松市立三ヶ日東小学校合併処理浄化槽汚泥抜取清掃業務	東名興産株式会社	H29.9.8	1,423,621	本業務は区域ごとに許可を持つ業者が1者しかなく、市の一般廃棄物処理実施計画(収集計画)において、該当地区で許可された業者は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育課 教育施設課 (電話:053-457-2403)
20	折込み選挙啓発紙作成・配布等及び選挙公報配布等業務	株式会社アプライズ	H29.9.29	9,068,913	衆議院議員総選挙に伴う緊急業務対応のため、信頼と実績のある事業者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)
21	衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示板の作製、設置、撤去、処分業務(中区ブロック)	株式会社アライ・デザイン工芸	H29.9.28	6,728,400	衆議院議員総選挙に伴う緊急業務対応のため、信頼と実績のある事業者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)
22	衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示板の作製、設置、撤去、処分業務(東・浜北区ブロック)	株式会社アライ・デザイン工芸	H29.9.28	5,616,000	衆議院議員総選挙に伴う緊急業務対応のため、信頼と実績のある事業者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)
23	衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示板の作製、設置、撤去、処分業務(西・南区ブロック)	株式会社レンダー商会	H29.9.28	5,184,000	衆議院議員総選挙に伴う緊急業務対応のため、信頼と実績のある事業者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
24	衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示板の作製、設置、撤去、処分業務（北区ブロック）	株式会社フクダサインボード	H29. 9. 28	4, 320, 000	衆議院議員総選挙に伴う緊急業務対応のため、信頼と実績のある業者を選定した。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 5 号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)
25	衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示板の作製、設置、撤去、処分業務（天竜区ブロック）	株式会社レンダー商会	H29. 9. 28	4, 428, 000	衆議院議員総選挙に伴う緊急業務対応のため、信頼と実績のある業者を選定した。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 5 号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)
26	投票管理システム用機器等、設置・調整管理・撤去業務	株式会社ムサシ 浜松営業所	H29. 9. 29	3, 888, 000	選挙準備期間が短い衆議院議員選挙において、投票管理システムに係る設置、調整及び管理体制は万全を期さなければならない。同システムを円滑に導入するためにも、システムが最適に動作する機器を迅速に調達する必要がある。また、予期せぬ事故が発生した場合に速やかに対応するためには、システム設定を円滑に行わなければならない。投票所及び期日前投票所において使用する端末機への同システムのインストール、動作環境の調整は、開発メーカーでなければ提供できない業務であることから、株式会社ムサシを指名業者として選定した。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 5 号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)
27	衆議院議員総選挙における期日前投票所の設営・撤去業務	株式会社カモン	H29. 9. 29	2, 505, 600	衆議院議員総選挙に伴う緊急業務対応のため、信頼と実績のある業者を選定した。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 5 号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)
28	衆議院議員総選挙に係るVDT作業及び選挙事務業務に関する労働者派遣契約（西・北区ブロック）	株式会社東海道シグマ浜松支店	H29. 9. 29	1, 377, 810	衆議院議員総選挙に伴う緊急業務対応のため、信頼と実績のある業者を選定した。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 5 号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)
29	衆議院議員総選挙に係るVDT作業及び選挙事務業務に関する労働者派遣契約（中・天竜区ブロック）	株式会社東海道シグマ浜松支店	H29. 9. 29	1, 489, 320	衆議院議員総選挙に伴う緊急業務対応のため、信頼と実績のある業者を選定した。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 5 号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
30	衆議院議員総選挙に係るVDT作業及び選挙事務業務に関する労働者派遣契約(東・南・浜北区ブロック)	株式会社東海道シグマ浜松支店	H29. 9. 29	1, 522, 152	衆議院議員総選挙に伴う緊急業務対応のため、信頼と実績のある業者を選定した。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 5 号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)
31	第48回衆議院議員総選挙投票所入場整理券・選挙人名簿抄本印刷、印字及び仕分業務	トッパン・フォームズ株式会社 浜松営業所	H29. 9. 28	6, 177, 600	投票所入場整理券は公示日後速やかに交付しなければならないため、公示日前には納品されていなければならない。今回の衆議院議員総選挙執行においては衆議院が解散されてから公示日までの期間が短いため、期限までに納品できるのは浜松市の仕様に沿った印字プログラムの開発実績がある業者だけである。 上記プログラムの開発実績がある業者は同社だけであるため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)
32	浜松市水道地理情報管理システムデータ更新業務	株式会社管総研 東京支店	H29. 8. 29	6, 696, 000	システムの設定変更を伴う作業があることから、本システムを開発し、プログラム著作権を有する(株)管総研でなければ対応することができないため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 水道工事課 (電話：053-487-7411)
33	平成29年度 原委第10号常光浄水場配水ポンプ分解点検業務	クボタ機工株式会社 中部営業所	H29. 7. 18	1, 566, 000	分解点検後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者(代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。)以外ではできないため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 浄水課 (電話：053-436-1307)
34	平成29年度 永島配水場外8施設計装設備点検業務	誠興電機株式会社	H29. 8. 8	2, 376, 000	当業務は、誠興電機(株)が独自に構築したプログラム(非公開)によって、ポンプ・水位計等(計装)が連動して自動運転しているもので、これらの計装設備点検を行うには同社以外では業務遂行ができないため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 北部上下水道課 (電話：053-525-6081)
35	平成29年度 永島配水場外6施設緊急遮断弁等点検業務	株式会社クボタパイプテック 東京支店	H29. 8. 24	1, 058, 400	当業務は緊急遮断弁を設計・施工したメーカー独自の専門知識及び技術が必要なため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 北部上下水道課 (電話：053-525-6081)



No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
36	平成29年度 天竜遠方監視装置及び計装設備(一般計器)保守点検業務	誠興電機株式会社	H29.7.19	1,674,000	施設設備の自動運転及び中央監視装置の親局・子局は、誠興電機株式会社が独自に開発したものであり、他の計器とも連動しているため、開発会社でしか業務遂行ができないため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話:053-922-0035)
37	平成29年度 春野・水窪遠方監視装置及び計装設備(一般計器)保守点検業務	シンク・エンジニアリング株式会社 開発本部	H29.8.3	2,224,800	業務委託システムが一部特許であり、他業者では解析が不可能であるため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話:053-922-0035)
38	平成29年度伝統文化支援事業業務	雄踏歌舞伎保存会「万人講」	H29.7.3	1,600,000	事業を円滑に行うため、歌舞伎等伝統芸能に関する知識・経験があり、地域の伝統文化の継承・普及に努めている雄踏歌舞伎保存会「万人講」に委託するのが最適である。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話:053-597-1117)
39	浜松市高齢者の運動器の機能向上トレーニング教室事業業務(第2クール)	医療法人社団一穂会	H29.9.7	1,265,333	この事業は虚弱高齢者を対象に行うものであり、疾病を有する高齢者の参加もあることから、トレーニング中の事故や急病に対応できる医師を有する機関であることが必要である。また、トレーニングの専門知識を有する理学療法士や看護師等専門職の従事や、事業を安全に実施するための会場スペース(概ね3㎡/人)の確保できる機関は限られているため、事前調査により、実施が可能な機関と判断したため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	西区 長寿保険課 (電話:053-597-1164)
40	平成29年度地域力向上事業「南区昔のアルバム編集業務」	南区昔のアルバム編集実行委員会	H29.9.1	1,330,000	アルバム編集実行委員会は、必要な写真や情報収集等がしやすく、また各地区を網羅した住民で構成された組織である。上記目的を達成できる団体は、南区では他に見当たらないため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 区民生活課 (電話:053-425-1382)
41	平成29年度 地域力向上事業 南区サッカーでつなぐ親子ふれあい事業実施業務	南区ふれあいサッカー事業実行委員会	H29.9.1	2,400,000	当業務は、市民協働による地域社会の実現に貢献できる人材の育成を図ることを目的としており、競争入札に適さないため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 社会福祉課課 (電話:053-425-1460)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
42	平成29年度浜松市高齢者の運動器の機能向上トレーニング教室業務	医療法人弘遠会	H29.9.1	1,054,080	この事業は保健・医療・福祉の連携を踏まえてリハビリテーション科のある医療機関で、事業の実施において専門的技術に精通し、必要なスタッフとスペースを確保できる事業者でなければ行うことができない。本市は当該事業の実施にあたり、それぞれの区に所在する、資格を有する事業者と当該区が契約することにより市内全体をカバーすることになっている。南区内で契約期間に教室開催のための人員体制が整えられる法人がほかにないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1542)
43	平成29年度浜松市高齢者の運動器の機能向上トレーニング教室業務	医療法人社団綾和会	H29.9.28	1,065,600	この事業は保健・医療・福祉の連携を踏まえてリハビリテーション科のある医療機関で、事業の実施において専門的技術に精通し、必要なスタッフとスペースを確保できる事業者でなければ行うことができない。本市は当該事業の実施にあたり、それぞれの区に所在する、資格を有する事業者と当該区が契約することにより市内全体をカバーすることになっている。南区内で契約期間に教室開催のための人員体制が整えられる法人がほかにないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1542)
44	浜松市天竜区天竜地域通園通学タクシー運行業務(光明幼稚園・横山小学校追加分)	遠鉄タクシー株式会社	H29.9.21	1,045,879	平成29年度浜松市天竜区天竜地域通園通学タクシー運行業務委託の受託者であり、既に運行されている業務において適正に運行されている。また、追加業務の契約内容の一部には既に契約している運行ルートを延長して運行する内容になっているため、当事業者しかいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 区振興課 (電話：053-922-0013)
45	第6回浜松市森林のまち童話大賞普及啓発事業	株式会社ポプラ社	H29.7.5	4,320,000	全国に向けた出版を前提とした童話作品の審査には、専門的なノウハウが必要であり、過去5回すべての審査選定をした実績があり、本事業の趣旨の理解や審査に対する信頼性が十分にあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 区振興課 (電話：053-922-0011)
46	平成29年度 消防業務用ファイル共有サーバ設定等に係る業務委託	日本電気株式会社 浜松支店	H29.7.5	10,184,400	認証サーバと消防指令管制システムを連携させるためには、認証サーバの構築を消防指令管制システムに合わせて行う必要があり、消防指令管制システムに対しても連携の設定を行わなくてはならない。消防指令管制システムは、平成23年度に高機能消防指令センター総合整備工事で構築された、日本電気株式会社製のコンピュータシステムであり、このコンピュータシステムとの連携は、工事受注者である日本電気株式会社でのみ遂行することが可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	消防局 情報指令課 (電話：053-475-7551)
47	高齢者インフルエンザ予防接種業務	一般社団法人磐周医師会	H29.9.20	33,465,408	特殊技術が必要であり、天竜区管内全域の予防接種が実施可能な医療機関を統括することができ、各地域へ安定的に接種環境を提供できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 健康づくり課 (電話：053-925-3142)



No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
48	「出世大家康くん」 ならびに「出世法師直 虎ちゃん」イラストお よび「井伊直虎ゆかり の地 浜松」PRロゴ マーク使用申請受付業 務（契約期間10月1日 ～12月28日）	誠和企画株式会社	H29. 9. 8	977, 130	申請受付業務では、受付段階で不足書類や不適合事項等の有無を確認することが、承認審査で時間や手間を少なくするために、重要な業務である。誠和企画株式会社は、今年度、イラスト、ロゴマーク使用申請受付業務を受託した経験より、不足書類や不適合事項等がないかを確認するためのチェックリストを作成し、申請前に申請者にマニュアルに沿って適切に対応するノウハウを持っており、申請者からの対応を習熟しており、本課の業務である審査にかかる時間の短縮につながっている。そこで、10月から12月の本業務につき、審査にかかる本課の業務負担を軽減するため、誠和企画株式会社との1者特命により契約を締結する。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 観光・シティ プロモーション課 (電話：053-457-2802)
49	平成29年度 ふれあいの 森守促進事業業務委託	一般財団法人浜松ま ちづくり公社	H29. 8. 10	1, 890, 000	公募型プロポーザル方式を採用し、提案内容を比較検討することで、業務の質の向上を図り、限られた予算額で効果的に事業を実施するため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	都市整備部 緑政課 (電話：053-457-2565)
50	浜松市上下水道部受付セ ンター移設に伴うデータ 抽出及びシステム撤去業 務	西日本電信電話株式 会社 浜松支店	H29. 8. 10	2, 808, 000	・保守・改修・データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。）以外ではできないため。 ・他の設備・システムと連携しており、設備・システム間の性能、安定稼動を維持し、遅滞なく円滑に保守・改修・データ入力することは、他の業者ではできないため。 ・上下水道受付システムを開発した当該業者以外ではデータ抽出が困難である。また上下水道受付センターはN T Tビル内にあるため、警備上立ち入りが難しいため。  (地方公営企業法施行令第21条の14第12号該当)	上下水道部お客さま サービス課 (電話：053-474-7812)